

総合社会福祉研究

第32号 目次

特集

格差拡大社会に挑む社会連帯論

- フランスの失業・雇用、そして貧困対策
—「ワークフェア」と「セーフティネット」の状況 都留民子 3
- ヨーロッパにおける社会的連帯のネットワークとシステム
—非営利・協同セクターの形成と公的セクターとの協働— 石塚秀雄 12
- 新しい協同の実践と社会連帯の課題 田中秀樹 20
- 協同と地域連帯の現段階とその意義
—共立社・鶴岡生協と庄内まちづくり協同組合「虹」を対象に— 岡村信秀 29
- あいち在宅福祉サービス事業者懇談会のとりくみ
～安心できる在宅介護事業をめざして～ 西岡泰樹 38
- 地域協働と社会連帯
—三重県福祉セミナー実行委員会の取り組み— 長友薫輝 47

特集 2

次世代を育てる福祉教育

- 次世代を育てる福祉教育—福祉現場におけるインタビュー調査から
岡本晴美、中村公三、新井康友、田中智子 52

論文

- ソーシャルワークと社会正義
—「ソーシャルワーク・マニフェスト」に向けて— 伊藤文人 68

海外 福祉情報

- ノルウェーベルゲン市におけるハンセン病医学・医療の歴史と現状
—2007年アーカイブ聞き取り調査をふまえて— 鈴木 静 82

書評

- 馬場康彦著『生活経済からみる福祉—格差社会の実態に迫る』 川上昌子 89
- 福祉労働研究会『福祉労働の専門性と現実—福祉労働実態調査
(第一次・第二次) 報告書』 朝倉美江 93
- 角瀬保雄監修 非営利・協同総合研究所 いのちとくらし編
『日本の医療はどこへ行く—「医療構造改革」と非営利・協同』 小堀智恵子 98

現場実践 レポート

- 多重債務者への相談活動に取り組んで 鈴木啓太 102

投稿 論文

- 介護保険制度改正後の介護支援専門員の労働環境
—バーンアウト調査にもとづく検討— 越智あゆみ・金子 努 109
- 「育児保険」構想の批判的検討
—育児支援策の社会保険化案を巡って— 勝部雅史 120

格差拡大社会

特集 ① に挑む

社会連帯論

特集のねらい

日本においては、連帯・共同という概念が一般的になじみにくいといった土壌をつくりだしてきました。

それは十分に民主主義が育たなかったことや労働組合運動が企業内に閉じこめられたこと、また、企業を中心にコミュニティが形成されたことなどが原因だと考えられます。そして、そのことが、今日の福祉切り捨ての動きに対して、同じ苦しみを持つものが、大同小異を前提として組織・集団・コミュニティを越えて手を結び、競争を排除するという意識を希薄にしています。

福祉サービス利用においては濫給を見逃すことより、漏給を見逃すことの方がはるかに罪が重いという意識が大切なのですが、「自己責任」が強調されるあまり、国保や国民年金の保険料未納に厳しい目が向けられ、そのことが結果として政府、行政が行う資格証明書の発行や保険料差し押さえなどのペナルティ強化の後押しをしています。

また、厳しい競争原理が貫徹しているこの国では、競争が激化すればするほど、「自分は最底辺ではない」「自分はまだまし」という問題を先送る意識を醸成し、また負け組に陥らないための処方箋を得ようとする自衛意識を形成し、問題を生み出す社会構造そのものを変えろといった真の解決策を見出し得ない状況をつくりだしています。

そこで、本特集は、国民に幅広く普及・浸透しているヨーロッパの社会連帯概念との比較を通じて本来あるべき社会連帯とは何かを明らかにし、さらには、責任を個人に矮小化させる「自己責任論」という装置を、「社会連帯」の本質をつまびらかにしていくなかで、乗り越えていこうと試みるものです。(編集部)

特集

格差拡大社会に挑む社会連帯論

フランスの失業・雇用、そして貧困対策

—「ワークフェア」と「セーフティネット」の状況

都留民子

予想されたとはいえ、また僅差とはいえ、いやはや大変な人物がフランス大統領に選出された。芸能人を大動員した選挙戦、私生活のスクランダルもさらずメディア戦略、フランス人が嫌ってきた（はずの）アメリカ流のポピュリズム政治の始まりか。政策のシンボル・スローガン「もっと働き、もっと稼ごう」もアメリカかとまごう。

昨年10月、1年ぶりにパリを訪れたが、労働組合や社会福祉団体の方々は、新大統領の派手な、そして思いつき改革パフォーマンスにうんざりしながら、その対処に追われていた。かつてのフランスの大統領は、絶大な政治権力は持ちながらも、時々政策・行政の表には立たず、フランス共和国の精神的文化的シンボルとして振舞おうとした。しかし、新大統領は首相も担当閣僚もおしのけ（内閣も大統領の「お友達」閣僚）、すべての政策をリードしていることをアピールしている。

さて、日本のマスコミはこぞって、サルコジ大統領の政策は「新自由主義ネオリベラリズム」と書きたてている。しかし、この10年来の社会保障制度の厳しい措置を見てきているが、1つの制度が後退させられれば他の複数の措置で補わなければならない、圧縮は思うように進んでおらず、「福祉国家」の構造は揺らいでいない。サルコジ氏はポピュリスト故に、フランス人の生活設計を一変させる、日本式「構造改革」を断行できるとはとうてい思えない。

実際、サルコジ・グループの政策イデオロギーとしては、経済の自由化と手厚い社会保障をコンビネーションにしたデンマーク流の「社会リベラリズム」をあげ、アメリカ流の経済万能・社会無視の政策を採用するとは言っていない（言えない）。

本稿では、フランスの失業・雇用、そして貧困対策を、まず「ワークフェア」（福祉給付から就労へ）を機軸にして歴史を振り返り、その現状と将来について考察してみよう。失業・雇用政策を見るのは、この30年来の社会保障・社会政策は失業者を中心に展開されてきたといっても過言でないからである。「貧困」も失業そして雇用に直接関連した状況と捉えられてきた。そして、失業給付・扶助の支出だけで国民所得の3%を超えている（日本は0.9%）。最近は低下傾向にあるが、2007年末でも失業者220万人・失業率8%、さらに英米に比べて少ないとはいえワーキングプアの増加も指摘され、大量失業社会であることは変わらず、今回の大統領選の最大の争点も「雇用」（言い換えれば「失業」）であった。

また、「ワークフェア」の次に「セーフティネット」の機能について叙述するが、これは、日本流の「ワークフェア」である「自立支援」（再チャレンジの福祉版）と比較していただくことを含意している。内容も吟味しないままで、「先進諸国と同様に…」と述べて「自立支援」が正当化

され、「セーフティネット」の役割が低下されつづけているからである。本稿は、「自立支援」賞賛論者に対する批判論考の一つとしたい。

1. 失業給付における「ワークフェア」

フランスの失業対策も、最近の先進諸国の例にもれず「ワークフェア」という傾向が顕著になっている。ただし、失業対策は元来、失業者の雇用（再）確保策はその支柱であるが、肝心なのは、どのような措置で雇用につなげるかである。かつての、フランスの失業給付制度は、所得保障とともに失業を経た後の雇用の質を守る、すなわち失業から「高い水準」で脱出させるという役割が強調されていた。ところが、現在では失業給付の役割は雇用誘導となり、失業を減らす雇用政策に従属した制度となってきた。これは失業給付の活性化政策と呼ばれている。

失業給付の活性化政策

フランスの失業給付の雇用誘導・活性化は、1986年の失業保険制度での「小さな就労 (activité réduite)」措置を端緒としている。失業保険は、従来は無業の求職者のみを対象としていたが、「小さな就労」措置によって、一時的な就労からの賃金と失業保険給付の「併給」を認めた。受給者に経済的なメリットを与えて就労を促進することを意図した。しかし、他方で低賃金であった失業者の優遇措置（パートタイマーなどの給付額は従前賃金との高い置換率の額に設定）が廃止され、一部の失業保険受給者は、失業からの確実な脱出ではない「小さな就労」を受け入れざるを得なくなった。フランスの雇用モデルは「雇用期限のないフルタイマー」であり、失業の脱出とはこの一般雇用への脱出であったが、無業よりも、一時的であっても就労の方が好ましいと政策転換をしたのである。現在では、失業保険受給者の2割以上が「小さな就労」措置の適用者となっている。

生活扶助における参入支援＝個別支援

次に登場したのが、失業者への専門職員による、

雇用確保に向けた個別支援である。

個別支援の端緒は、1988年創設の「参入最低限所得 (RMI)」⁽³⁾制度におけるソーシャルワーカーの参入支援である。RMIは一般的扶助主義の最後のセーフティネットとして創設されたが、実際は前職経験（失業保険の被保険者期間、あるいは失業扶助の要件である5年間の就労経験）のない、あるいは乏しい青年失業者を主たる受給者とする「第三の失業給付」である。ただし、青年失業者を扶助に依存させることへの抵抗は根強く、就労へのモチベーションを維持させるために、受給者に「参入契約」を締結させ、ソーシャルワーカーの就労支援を受けることを条件にして創設にいたった。しかし、RMIはあくまで「貧困（低所得）」を要件とする生活扶助であり、求職活動はもとより就労の意思（＝失業）を支給要件には出来ず、「参入契約」は支給認定の3ヵ月後に導入することになった。さて「参入契約」は追及され続けたが、現在でも、署名した受給者は全体の半数程度であり、くわえて、受給者が雇用を確保しても、多くは有期の国庫補助雇用であり、その終了後は一般雇用には繋がらず、再度失業してRMIに戻ってくる。こうしたRMIの参入＝雇用確保の失敗は、失業を労働市場の悪化・雇用の劣化による構造的な問題とみず、受給者の就労意欲などの個人的な努力、さらにはワーカーの支援によって失業は解決できるとみた、参入のイデオロギーの破綻である。

失業対策における個別支援の一般化

RMIでは参入支援は失敗に至ったが、個別的支援は一般失業対策にも導入され、失業者支援として普遍化されていった。個別支援自体を失敗と見なかったのは、RMI受給者の多くは低所得だけでなく、学歴・職能・健康・家庭環境・社会関係などの困難が合併している「社会的に排除された人々」であり、参入・雇用確保は難しい。他方、一般施策の失業者は求職活動も滞りなく行え、個別支援は有効とみなされたからである。

個別支援の一般化は、2001年7月以降の失業保険制度における「雇用復帰援助プラン (PARE)」

における求職者の「個別化活動プログラム(PAP)」⁽¹⁸⁾である。

PAREは、失業保険の受給のために職業紹介所との間で結ぶ契約とされ、その契約に基づいて受給者と専門カウンセラーが作成する個別プログラムがPAPである。カウンセラーとの面接を通じて、受給者は能力を測定され、それに応じて6ヶ月間の求職活動の具体的計画PAPを立てるのである。PAP後6ヶ月を経ても雇用が見つからない場合には、計画を検討し新たなPAPを作成する。さて、受給者の能力とは、次のように4つに分類されている。①求人や職業養成に自分だけで応募でき、パソコン・インターネットなどが活用できる、②職能測定や履歴書の作成、求人先との連絡や面接のためには、カウンセラーの支援が必要な者、③求職に困難をかかえ、カウンセラーの密接な支援の必要な者、④雇用だけでなく生活・健康・住宅などの問題をかかえ、市民団体の社会福祉的支援が不可欠な者。このように、失業からの脱出は、失業者のモチベーションというより求職能力と求人に対応できる能力に左右されるとみなされるようになる。また、フランスでは、失業保険運営は労使組織が引き受け、他方職業紹介所は国立であり、両者は別組織であったが、失業保険組織が職業紹介所のPAREの面接に関わる人件費なども支出するようになった。これを、失業保険財政が失業給付ではなく、雇用政策に活用される、財政の活性化^{アクティベーション}と言われる。

PAREについては、カウンセラーの支援を通じた雇用確保では、失業への回帰が相対的に少なくなったと言われ、雇用のミスマッチである(一部の)失業者には有効であったとの評価もある。しかし、PAP作成ではカウンセラーと求職者との要求がしばしば乖離して、面接は求職活動への「より強化されたコントロール」という性格を帯びてきたと批判されている。失業者の減少も、求職活動へのチェックの強化から求職を諦めたり、求職者登録リストから抹消されたり、すなわち労働力人口の減少によるといわれる(周知のように失業率の母集団は労働力人口である)。

さて、PARE、すなわち求職活動のコントロー

ルは、失業保険給付の引き上げとギブ・アンド・テイクとして導入され「高い水準」での失業の脱出を目指した策でもあった。しかし、制度創設の2年半後の2004年1月には早々に、財政悪化を理由に失業保険給付のみが引き締められ、求職活動の個別計画PAPの作成は残された。失業保険給付は、すでに「雇用復帰支援手当」と名を変えられ、失業中の所得というより求職活動への手当とされており、より厳しい求職活動のチェックが行われるようになっている。とくに、2005年8月以降は、面接によるチェックは6ヶ月から1ヶ月毎となり、さらに紹介された雇用を「正当な理由なく」拒否する時は、一回目は失業保険給付の20%減、2回目は50%減、そして3回の拒否は支給停止とされることとなった。給付削減・支給停止の数は公表されていないが、雇用あるいは職業訓練の拒否、不十分な求職活動を理由として求職者リストからはずされた人は、2007年上半年期には平均すると毎月1800人内外と公表されている。求職登録者はコンスタントに450万人、即就労可能な登録者は330万人であることを考えれば、制裁を受けた者は(まだ)僅かである。

フランス流「ワークフェア」で留意すべき点

フランスの「ワークフェア」は、失業給付額や支給期間での経済的メリットによる雇用誘導、そして個別支援の一般化を特徴としてきて、現在では失業保険の支給停止という制裁指導を含めた策も展開されるようになっている。

しかし、その「ワークフェア」は、「どのような雇用」でも確保させて、やみくもに失業から脱出させるものではない。フランスの労働法典では、職業紹介所は「適切な雇用」を紹介する義務があること、言い換えれば失業者は、「適切な雇用」でなければ拒否できる権利があるからである。「適切な雇用」とは、①過去の職能や教育に相応しく、②個人の事情あるいは家族生活を考えたうえで地理的移動が可能、③職能や地域でのノーマルな賃金水準が保障される雇用とされている。筆者はフランスで失業者調査も行ってきたが、求職者が前職よりも職能を下げた仕事につきたいと望

んでも、職業紹介所の方がそうした仕事の紹介を拒否していることを確認している。

さらに、生活扶助・RMIにおける「ワークフェア」については、参入支援・個別支援は全く効果をあげていないことはすでに見た。そして、失業保険のように不十分な求職活動をもって給付を削減停止することは出来ず、低所得であるかぎり給付は支給されつづけられる。RMIは、失業保険制度から、求職活動を諦めたり拒否したり、紹介された雇用を拒否して排除された低所得者の受け皿になっているのである。⁽¹⁰⁾なおRMIは所得(インカム)調査だけであり、わが国のように預貯金や所有物の調査は一切行わない。

RMIの「ワークフェア」は、現状では、就労を再開した場合の給付と報酬の「併給」という、前述の失業保険の「小さな就労」措置に似た(日本の勤労控除に近い)、雇用誘導策である。ただし、経済的メリットによる誘導も、失業からの脱出策としては成功していない。そこで2004年にはRMI受給者に特化した補助雇用を創設して、給付と報酬で法定最低賃金額まで保障する「参入契約-最低限就労所得(CI-RMA)」⁽¹²⁾も創設されたが、その適用者も増えていない。2006年12月でも、120万人を超すRMI受給者でRMAを活用している人は1万人程度である。しかし、RMAの失敗に懲りず、サルコジ大統領の指導の下、新たな「連帯就労所得(RSA)」⁽¹³⁾の実験がいくつかの県で始められている。RSAは、勤労控除を1年間に限定するのではなく恒久的に実施する。受給者が就労を再開した場合には、全体的な所得は、一定の就労時間以上から、貧困基準(所得中央値の60%)を超える所得とすると言う。RSAは、「ワーキングプアへの普遍的な扶助」との鳴り物入りで宣伝されている。しかし、RSAを勧告した政府直属の専門委員会(2007年5月「貧困に抗する連帯就労のための高等委員会」)⁽¹⁴⁾は、200万人を超えるワーキングプア(貧困基準以下の所得の世帯における勤労者)を指摘して、彼ら全員に対する所得保障を唱えたのである。RMI受給者に限定することは「(ワーキングプアの解決に)公平な策でも、効果的な策でもない」と専門委員、

そして委員会を支えた社会福祉団体たちは批判の声をあげている。⁽¹⁵⁾大統領は、2008年12月にRSAの本格的導入を図っているが、予算も800万ユーロ(120億8000万円)にのぼり、財政面からも実施は大きな困難を伴おう。⁽¹⁶⁾

2. 失業給付の「セーフティネット」機能—高い失業率と低い貧困率

失業給付を中心に、この20年来の雇用誘導という活性化策を見てきたが、続いて「ワークフェア」策のもとの、失業給付の所得保障としての機能について見てみよう。

失業給付の保障水準

失業保険の給付内容は、1970年代までは〈拠出期間、そして年齢にかかわらず従前賃金の90%保障・支給期間の制限なし〉であった。この時期は「失業給付の黄金時代」と言われるように、1980年代以降は一定の時期(2001年から2年半のPAREの時期)を除き圧縮が続けられている。1980年代早々、拠出期間(前職経験期間)に比例した給付期間の手当となり、失業給付の権利は、失業者集団への共通の社会的権利から、失業者個々の権利へ傾斜した。続いて、労使拠出の保険給付と国庫負担の失業扶助に明確に分離され、前者は個人保険化がすすみ、後者は社会的ミニマム(生活扶助)の一制度とされ、今では最低賃金の4割弱の456ユーロ(1ユーロ=160円として73000円弱)となった。これは高齢者・障害者の最低限所得よりも低くRMIとともに社会的ミニマムでは最も低額な給付である。ただし、RMIが世帯単位であるのに対して、失業扶助は個人単位であり、また所得制限は単身で1032ユーロ(16万5000円)、夫婦で1621ユーロ(25万9000円)となり、中高年齢者の多い受給者では妻の賃金(フランスでは共働きが一般)を加えると貧困基準をクリアしている世帯が大半である。

失業保険給付の保障額は、現在、従前賃金の57.8%から75%の支給である。日本の場合は従前賃金の5割から8割というが、上限が設定され、

給付日額は7775円（最高月額24万円程度）にまで低下させられている。ところがフランスでは保険給付の上限月額額は10728ユーロ（なんと172万円！）である。ここから失業即低所得・貧困ではないという説明も出てくるのである。

また、セーフティネットとしての失業給付・RMI手当は、その額は単身世帯で月7万円と低いが日常生活費のみの扶助であり、登録求職者であれば交通費は無料であり、また医療保険はRMI受給者だけでなく低所得者は無拠出加入・自己負担無しである。なによりもRMI受給者の多くが青年失業者であり、2割の受給者が親と同居していても別世帯とされた青年である。

失業給付の保障期間

失業保険と日本の雇用保険との最大の違いは、給付日数の長さである。日本では、2001年以降の「自己都合」離職の差別化によって、2003年の制度改正で受給者の給付日数は男性でも90日が62%、他方180日以上（最大360日）が21%にまで低下している。それでも、雇用保険を受給できる失業者は恵まれており、雇用保険被保険者は全労働者の65%でしかなく、さらに完全失業者の内雇用保険受給者は1995年の39%から2005年には21%にまで低下している（「雇用保険事業年報」等）。2007年10月からは受給権を得るための最低拠出期間が、「自己都合」離職者では6ヶ月から1年に延長され、受給率はさらに低下するだろう。

また、雇用保険の費消後に生活保護につなげる仕組みもない。保護受給世帯において「その他世帯」が10%を超え、あたかも失業者が受給しているように言う者もいるが、傷病世帯であっても医師が「軽作業可」と診断すれば「その他世帯」に分類しており、失業者の受給の証明にはならない。実際、地域調査をしても失業者で生活保護が可能になっているのは病気になった人だけであり、元気な失業者への門戸は閉ざされたままである。

他方、フランスでは、給付日数は削減されてきたが、現在でも6ヶ月拠出—7ヶ月給付を最低として、50歳未満ならば最大16ヶ月拠出—23ヶ月給付、50歳以上では最大27ヶ月拠出—36ヶ月給付である。最大2年弱から3年間の給付期間があり、さらにいずれの給付層も拠出期間よりも長い給付期間が設定されているのである。日本では20年以上拠出して330日（就職困難者360日）である。1度受給したら、過去の被保険者期間はすべて無に帰すのである。また、フランスでは、失業保険が費消されたならば、失業扶助、失業扶助の要件の5年間の就労がなければ、低所得であればRMIへとつなげられている。ちなみに、公式の発表はないが、各種調査によればRMIの捕捉（テイクアップ）率は90%内外であり、RMIが最後のセーフティネットの機能を果たしているとの評価は揺ぎない。

ともあれ、失業保険・失業扶助・RMIの受給者数は、完全失業者を上回っている（図表1参照）。通常、フランスでの失業給付受給率は、母集団を職業紹介所の登録求職者（無業だけでなく、現職有りの転職希望者も含み、そのうち即就労可能な者）としており、前述のように「小さな就労」措置などで、就労再開の求職者も失業保険が受給できているからである。

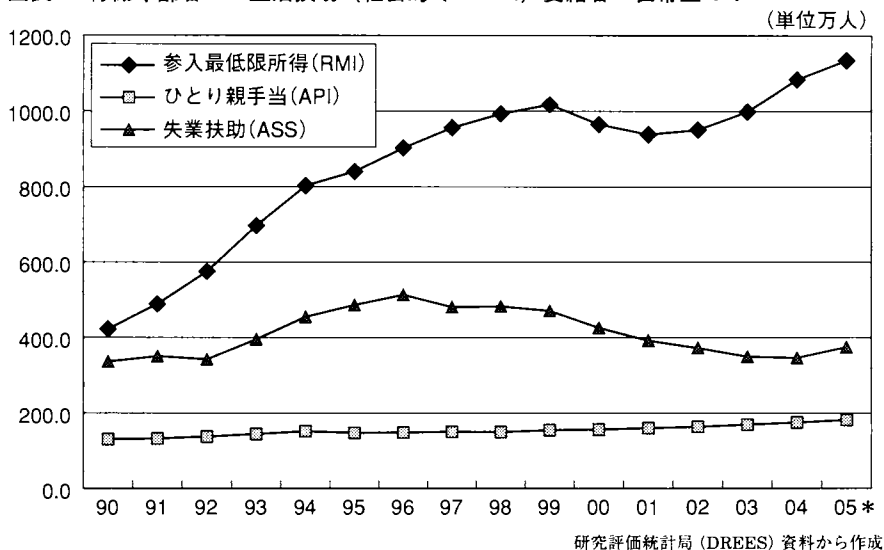
なお、本稿では失業扶助およびRMIの受給者しか示さなかったが、稼働年齢者の生活扶助としては「ひとり親世帯手当（API）」もある。API受給者のなかにも少なからぬ失業者（求職者）がいるので、失業給付としての役割も果たしている。

図表1 フランスの失業者数および失業給付など受給者

	2003年12月	2005年5月
完全失業者（ILO定義失業者）	271万人	278万人
職業紹介所登録求職者（即就労可能な者）	376万人	392万人
求職活動免除者（55歳以上）	40万人	40万人
失業給付受給者	270万人	255万人
失業保険	228万人	212万人
失業扶助（ASS）	42万人	43万人
RMI受給権者（世帯主数のみ）	112万人	123万人

統計調査局（DARES）、研究評価統計局（DREES）、および全国失業給付組織（UNEDIC）資料から作成

図表2 稼働年齢者への生活扶助（社会的ミニマム）受給者一世帯主のみ



ただし、APIは1年間のみ、あるいは子供が3歳までの有期手当であり、この支給権利を費消した後にはRMIにつなげられている。失業保険の受給者は減少しても、稼働年齢層への生活扶助の受給者、とくにRMI受給者は増大を続けている(図表2)。

失業保険給付そしてRMIなどのセーフティネット機能で、フランスでは失業率は高くとも貧困率は相対的に低いのである。2006年の失業率は9.6%だが、OECDの発表では生産年齢人口(18～65歳)における貧困率(所得中央値の50%未満)は同年6.0%であり、他方日本では失業率4.1%で貧困率は13.5%にものぼっている。

3. フランス流「フレセキュリティ」へ?

サルコジ大統領は任期中の5年間で失業者を半減させると宣言している。彼の失業・雇用政策は、制裁を含む失業給付とその財政の活性化政策、そして個別支援も継続されるが、最大の目標は労働市場の柔軟化・解雇規制の緩和である。

デンマーク・モデル?

大統領は、10年間で失業率を10%から5%弱に半減させたデンマークをあげ、彼地の「フレセ

キュリティ」(flexicurity = 労働市場のフレキシブル化と社会保障のコンビネーション) 政策を次のように賞賛している。デンマークの現保守政権は解雇規制を緩和させ、管理職を除く労働者の場合は3日から5日間の予告で解雇が可能として、企業の補償金も削減した。企業も簡単な解雇ですばやく経営をたてなおすことができ、その結果雇用を創出して失業率を低下させている。また失業者は恵まれた失業保険(低所得労働者には従前賃金9割保障で最大支給4年間)はあるが、1年以上の失業者では紹介した雇用あるいは職業訓練を拒否すれば手当支給の停止という制裁もあり、決して失業保障に依存せず高い就業能力を維持できている²¹⁾。

「単一労働契約」構想

フランスにとって(大統領にとって)、労働市場の柔軟化の最大の障害は「雇用期間の定めのない労働契約」(以下「無期限契約」)と見ている。フランスの解雇規制法は先進国でも最も厳しく、とくに「無期限契約」労働者(パートを含む)の解雇については、企業は、経営困難で企業の存続に関わるという解雇理由を示し、労使間協議を経ての承認、解雇補償金の支給、さらには現職と同じ職種あるいは同等のポストを斡旋する義務が課

されているのである。たしかに、大量の失業を背景にして派遣労働・補助雇用などの「有期限雇用」が拡大しているが、それでも労働者全体の86%が「無期限契約」である。なおパートタイマーも13%を占めるようになったが、殆どが「無期限契約」であり、しかも同一労働・同一賃金の均等待遇（フルタイムの労働時間に比例させた賃金、有給休暇もフルタイマーと平等）も確固としており、フランスではパートは不安定雇用とはいわない。ちなみに、労働者社会保険はどのような雇用形態の労働者でも保障されなければならない、社会保険に加入させない就労は「ヤミ労働」として労働監督官による摘発の対象である。さらに派遣労働を含む「有期限契約」労働者の賃金は10%増しとされ「高価な労働力」である。しかし、それでも、多様な労働契約の間には異なる条件があり、労働者の権利は複雑で、そして「無期限契約」との権利の格差は歴然としている。

そこで大統領は、安定的労働者（インサイダー）と「有期限契約」の労働者（アウトサイダー）における格差を解消するために、「有期限雇用」全てを廃止して、単純で同一の権利のある「単一労働契約（Contrat de travail unique）」に統一したいと言う。「単一労働契約」は「無期限契約」とすることも強調する。「単一労働契約」の詳細な内容は示されていないが、2005年夏に20人未満の零細企業に限り適用されるようになった「新採用雇用契約（CNE）」が参考になる。この契約は「無期限契約」であるが、2年間の試用期間を設け、試用期間中であればいつでも「理由なし」の解雇を可能としたのである。「理由なし」解雇が認められたのは、フランスの労働契約では初めてである。「単一労働契約」は容易には導入できないが、現在の「無期限契約」において解雇自由な試用期間を設け、それを長期化していくと思われる。

解雇の自由化の代償策も出されている。労働者の移動は頻繁になるが、デンマークのように、社会保障の権利は職業の全行程にわたって継続させ、金銭給付も、とくに失業保険ではかつての賃金全てを勘案したものとするとして、「職業的社

会保障（Sécurité sociale professionnelle）」という新たなシステムを構築するという。

さいごに

本稿の初めに、フランスでは社会政策の圧縮はあるが「福祉国家」の構造は揺いでいない、と書いた。これはフランス「福祉国家」の土台は国家責任の「完全雇用制」とされ、雇用モデルは「無期限契約・フルタイマー」であり、また大量失業の到来で「完全雇用」が崩壊した後も雇用モデルは維持されてきたからである。先に述べた職業紹介所の「適切な雇用」の紹介義務も、さらに根本的には失業保障と失業に関連した貧困への保障についても、国家が「適切な雇用」を提供できないことが、その手厚い保障の根拠としてある。たしかに、「有期労働契約」・国庫扶助雇用は拡大したが、それも「仕方のない雇用」とみなされ、そして最終的には雇用モデルにつなげるためのステップとされてきた。「単一労働契約」は、失業給付の拡充がなされたとしても、雇用モデルの劣化・全ての雇用の不安定化であり、「福祉国家」の構造に関わるものとして、労働組合にとどまらず、そして保守的な社会福祉団体も含めて大きな批判の声が上がっている。¹²²⁾

「単一労働契約」への歩みは容易にはすすまないだろう。2006年冬から春にかけて高校生・大学生の活躍から全国で数百万人が立ち上がり、国会で採決された「初回雇用契約（CPE）」法を撤回させた大運動を忘れるわけにはいかない。CPEは、26歳未満青年を対象とする青年版CNEであり、零細企業だけでなく全企業で、2年間の試用期間での解雇自由化を打ち出していた。青年たちのスローガンは「失業はいやだが、だからといって労働力の安売りはしない」だった。さらに、2007年末には労組の提訴を受けて、ILOは「理由なし」解雇をもってCNEについて条約違反の裁決を下した。

サルコジ氏と右派の大統領候補を争ったドビルパン前首相の政治生命を絶ったのは、青年たちのCPEの闘いであった。この2月の世論調査では、

サルコジ支持率は前月よりも13%も急落し41%と過半数を割った。「単一労働契約」構想とサルコジ氏の政治生命、どちらが長らえるだろうか。(つるたみこ・県立広島大学保健福祉学部人間福祉学科教授)

本稿は、とくに「単一労働契約」構想の叙述については、2007年10月にお会いした雇用庁・職業紹介所の最大労組「全国統一労組—職業紹介所(SNU-ANPE)」の書記次長Noël Daucé氏のレクチャーと資料に負うところが大きい。研究者からも理論家として信頼の厚いDaucé氏にインタビューするのは、今回で3度である。SNU-ANPEの若干の紹介をすると、2000年9月に社会党系の「フランス民主主義労働総同盟(CFDT)」から分裂して創設された新労組である。CFDTからの分裂の直接的契機は、前述した職業紹介所での「雇用復帰援助プラン(PARE)」と求職者の「個別化活動プログラム(PAP)」の導入であり、それをCFDTが容認したからである。個別支援すなわち求職活動のチェック強化に抗して、SNU-ANPEはたびたびストライキを組織している。また、SNU-ANPEの中心的メンバーには、失業者団体AC!を組織化し、1994年のヨーロッパ横断の失業者行進、1997年の1ヶ月にもおよぶ失業保険事務所占拠運動などを成功させた立役者もいる。SNU-ANPEは単なる職域労組ではなく、失業運動のパイオニアでもある。Daucé氏への感謝とともに、SNU-ANPEの戦闘的な闘いに期待します。

【注】

- (1)失業の低下は、失業対策の効果でも経済の活況でもなく、人口構成の変化・高齢者人口の増大による労働力人口の減少によると言われている。
- (2)「小さな就労(activité réduite)」施策について詳しくは、拙稿「フランスの失業対策における失業者」加瀬和俊『国際比較の中の失業者—日本・フランス・ブラジル』東京大学社会科学研究所、ISSシリーズ19、2006年。
- (3)「参入(insertion)」とは、失業から一般雇用への直接的脱出が困難になり、失業と雇用確保の間に挿入された「期間」、あるいはその期間での支援をさす、新しい概念である。
- (4)「参入契約」などRMI制度については、拙書『フランスの貧困と社会保護』法律文化社、2000年。
- (5)当時は最低3ヶ月間で、1年以上の給付のためには6ヶ月間の被保険者期間が必要。
- (6)1984年創設の「特別連帯手当(ASS)」。
- (7)わが国でも今流行の「社会的排除Exclusion Sociale」概念でくられた人々。「社会的排除」は、失業が長期化し、しかも失業はかつての中高年ではなく青年の問題となり、こうした失業の性格の変容から、失業は労働市場の問題ではなく、失業者個々の社会的逸脱現象に要因が帰せられる中で構築された概念である。また社会を階級関係ではなく、アウトサイダー(アンダークラス)とインサイダーという没階級的な構造でとらえるようになり、「社会的排除」概念の発祥国であるフランスでも非常に問題ある概念として批判されるようになっている。拙稿「フランスの排除exclusion概念」『海外社会保障研究』141号、2002年、同「社会的排除—概念と政策」『社会福祉学』47(2)、2006
- (8)PAREおよびPAPの詳しい内容と経過については拙稿(2006)を参照。
- (9)フランスでは、失業者とは一般には職業紹介所への登録求職者とされ、不就労者だけでなく現職はあるが転職希望者も登録すれば失業者とみなされる。他方、失業率は「不就労・求職活動・即就労可能」の失業者(ILO基準)で算出され、本稿の初めで220万人の失業者とのべたが、これはILO基準の不就労失業者である。フランスの失業者カテゴリーの詳細については、拙稿(2006)、そしてDidier Demazière, *Sociologie du chômage*, La Découverte, coll. « Repères », 1995、拙訳書『失業の社会学』法律文化社、2002を参照。
- (10)就労を拒否しているRMI受給者についての詳細な面接調査Yolande Benarroch, *Les*